

社会福祉法人改革のとりまとめ案が示される ～第 13 回社会保障審議会 福祉部会～

2 月 5 日（木）、第 13 回社会保障審議会福祉部会が開催された。

はじめに、定款を閲覧対象とすること、および一定規模以上の法人に対し法令順守体制を整備することを義務付けるとの考え方が示され、委員から反対する意見はなかった。

続いて、これまでの議論のとりまとめとなる「社会福祉法人改革について(案)」が示された。
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000073607.html>)

協議の最後には、田中座長から、「今回の改革の目的は、社会福祉法人が社会から信頼を得て、自主性を持って経営を行っていくことであり、そのためには、ある程度制度を厳しく作っていく必要がある。」との話があった。

次回は2月12日（木）に開催され、報告書のとりまとめが行われる予定。

なお、協議における委員からの意見および厚生労働省からの説明（→）は以下のとおり。

【改革のスケジュール】

○具体的に何年度から実施するのか。（橘委員）

○（評議員会の設置など）経過措置は何年間に想定しているか。（藤野委員）

→法改正が必要な事項については、今国会に法案を提出したいと考えている。

そのため、平成 28 年度が施行時期と考えているが、内容によっては、公布日施行についても視野に入れている。

経過措置については、現場の事務体制などを考慮しながら、これから検討する。

【経営組織の在り方の見直し】

○理事会・評議員会の機能強化を図る際に、これまでの評議員会の構成、選任方法が変わるのであれば、現場レベルでは機能の違い、選任手続きがわかりにくくなる。具体的に、どういう方をどういう方法で選任するのか早めに示してほしい。（高橋英委員）

→評議員会は理事会の牽制機関であるため、理事会による評議員の解任等があるとはならない。そのことから、最初に評議員を選任する際には、理事会が評議員を選任しない仕組みが必要なため、選任委員会を設けるという考え方であり、具体的には今後整理していく。

○現状は理事会と評議員会を同日開催している法人は多いと思うが、これからは役割も変わり、評議員会は年に 2 回程度としても理事会は月に 1 回程度は必要であるという

意識醸成をしなければならない。(藤井委員)

○理事・評議員への収賄罪等の適用については、具体的に起こりうる事態について対応の検討が必要。(藤井委員)

○運営協議会については、必置でなかったと記憶しているが、行政監査において運営協議会の議事録提出が義務付けられているように見える。その整理はどのようになっているか。(武居委員)

→運営協議会は、必置ではない。議事録の提出は、運営協議会設置のインセンティブが働くようにするための仕組みとして考えている。

○運営協議会については、広域展開している法人こそ積極的に設置すべきである。また、構成メンバーについては自由度を持たせるべき。(藤井委員)

○内容に異論はないが、実態として現在の事務体制でこれらの煩雑な事務にすぐに対応できるとは思えない。(藤野委員)

○本部機能の強化については、経費の弾力的な運用以外にも具体的に記載すべき。(藤井委員)

【運営の透明性の確保】

○事業報告書や財務諸表等を会計年度終了後 2 か月以内に提出すると記載されているが、作成、提出すべてを 2 か月以内に行うのか。(福岡委員)

→現行の仕組みでは、作成は 2 か月以内、提出は 3 か月以内となっている。実務を考えてスケジュール感を検討する。

【適正かつ公正な支出管理】

○役員報酬の開示について、役員としての報酬総額の公表は必要だが、職員給与まで含めて公表する必要はない。(武居委員)

→責任ある立場の人がいくらもらっているのか、社会に対して説明責任を果たす意味でも公表は必要と考える。

【地域における公益的な取組の責務】

○地域における公益的な取組を責務とするとあるが、法律上、責務とはどれほど重いものなのか。(猪熊委員)

→取組結果は当然報告いただくし、実施していなければ行政指導の対象となる。

【内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下】

○地域協議会については、社協が中心的にと記載されているが、社協も今回の改革の当事者であり、当事者が中心となることには違和感がある。(藤井委員)

→社協の設立趣旨がそもそも社会福祉関係者の連絡調整であり、既存の資源を活用するという点においてもこのような記載で良いかと考えている。

○地域協議会の設置主体が所轄庁とあるが、広域展開している法人や、町村の場合所轄庁は県になる。地域協議会といいながら、県が地域協議会を設置するというのはいか

がなもののか。(西條参考人：黒岩委員代理)

→地域ニーズを協議する機会を所轄庁が設ける責任があるというのが、主旨であり、所轄庁が協議に入らなくてはいけないわけではなく、社協などへの委託も可能である。

○この報告書の記載だと再投下対象財産の再投下先として、社会福祉事業に先に投下し、お金が余れば地域公益事業をするというように伺える。(関川委員)

○再投下対象財産の再投下先として、社会福祉事業が最初に書かれているが、今求められている 24 時間型サービスのようなものは社会福祉事業として位置付けられていない。社会福祉事業を筆頭に考えると現在のニーズとマッチしないこともあるのではないか。そもそも地域公益事業を福祉サービスに限定するというのもいかなものか。社会福祉法人には、地域への福祉理解の促進などの役割も担っていただきたい。

(藤井委員)

→基本的には法律的な整理であり、検討する順番を示したもの。地域ごとに必要と思われる事業に再投下していただくことが主旨であり、再投下先については、必ずしもこの順番に投下しなくてはならないということではない。

○再投下計画に位置付けることができる事業については、具体的な例示をすべき。また、人材育成などについては、再投下の対象となるのか。(石橋委員)

→再投下先の個別内容については、今回の報告書では記載しない。

○社会福祉法人の本旨は他の主体に実施できない社会福祉事業を実施することであり、神奈川県のリフサポート事業も社会福祉事業に位置付けて実施している。新たなニーズへの対応についても社会福祉事業として位置付けて実施するべき。

(西條参考人)

【行政の役割と関与の在り方】

○監査については、法人の自主性を尊重し、優良な社会福祉法人を育てるという観点で監査をするようにしてほしい。(藤野委員)

○行政監査の実態を把握する必要がある。また、社会福祉法人側が監査に疑問を持った際に、その疑問の相談先を設けるべき。(藤井委員)

【その他】

○障害児関係の事業は措置と契約が混在している。社会福祉施設職員等退職手当共済制度について、障害分野を一括りにせず、その点を考慮していただきたい。(橘委員)

○監査機能を強化するのであれば、ゆくゆくは、社会福祉法人の格付けのようなものがあるのもいいのではないか。(柳川委員)

○法人職員の処遇改善を進めるよう、追記すべき。(花井委員)

会員法人の皆様
本会ホームページをご活用ください！
<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページを開設

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、法人情報公開ページをご活用ください。自法人のホームページがなくても**無料**でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

（ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック）

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、**無料**で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

（ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック）

＜「経営協情報」送付先＞

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員（メールニュース配信希望者のみ）